

檀原市保育所・幼稚園の適正配置に関する答申書を踏まえた今後の進め方

檀原市には、公立保育所・幼稚園を一体化したこども園が5園、幼稚園が10園、合わせて15の園があります。こども園では、共働き世帯の増加や就労形態の多様化などの影響から、入所希望者が増加し、定員を超える状況となっています。一方で幼稚園では、少子化や社会的要因の影響を受けて、園児の減少が著しく、10人に満たない園も出てきており、子どもの育ちに大切な集団が小規模化し、望ましい環境での幼児教育が難しい状況となっています。

このような従来の枠組みだけでは対応できない状況に対して、就学前の保育・教育を一体として捉え、一貫して質の高い保育・教育を提供する新たな枠組みを検討する必要があります。また、施設の老朽化も課題となっており、今後の維持補修や更新費用なども勘案して、見直しを図らなければならない状況となっています。

そこで、これら課題の解消に向け、既存施設からの転換や民間活力の導入も含め、就学前の保育・教育施設のあり方を見直し、限られた財源や人材等をより効率的・効果的に活用して、計画的に再編整備を進めていく必要があることから、令和2年1月28日に檀原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会に対し、就学前の保育・教育施設の計画的な再編整備を進めることについての事項を諮問しました。そして、6回にわたり審議していただいた結果、令和3年6月24日に答申書が提出されました。

今後は下記の考え方を基に実施計画を策定し、適正配置を進めていきます。

公立幼稚園の再編

公立幼稚園では、園児の減少が著しく、子どもの育ちに大切な集団がさらに小規模化し、望ましい環境での幼児教育が難しい状況になると見込まれ、施設の老朽化も課題となっていることから、以下の再編シミュレーションを参考に公立幼稚園の再編を進めます。その際には、地域の保育ニーズを勘案しながら、認定こども園としての整備を目指します。

また、閉園後の跡地利用については、売却も含めて民間活用を検討します。

【再編シミュレーションの条件】

- (1) 今後の園児数の推計から、各学年1学級の園を対象とする。
- (2) 原則、同じ中学校区内で既存施設を活用した再編とする。
- (3) 長寿命化改修を行う時期（建築後55年頃）を目途に再編を実施する。
- (4) 軽量鉄骨造は長寿命化改修の効果が得にくいため、軽量鉄骨造の建替時期（建築後50年頃）を目途に実施する。
- (5) 既に再編実施済みの園については、シミュレーションの対象外とする。

表1：再編対象園の組合せ

対象園の組合せ	
畝傍中学校区	畝傍南幼稚園
	畝傍東幼稚園
八木中学校区	第1こども園
	晩成幼稚園
	香久山幼稚園
八木中学校区	耳成幼稚園
	耳成南幼稚園
大成中学校区	真菅幼稚園
檀原中学校区	真菅北幼稚園
	耳成西幼稚園

認定こども園の整備

保護者の就労状況にかかわらず、就学前の保育・教育を一体として捉え、一貫して質の高い保育・教育を提供できるように、認定こども園の整備に取り組みます。認定こども園は、機能別に4つの類型（幼稚園型、幼保連携型、保育所型、地方裁量型）に分かれています。具体的な整備手法については、今後の保護者ニーズや地域バランス等を総合的に勘案して検討を進めます。

表2：認定こども園の類型

類型	特徴
幼稚園型	・ 幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ
幼保連携型	・ 幼稚園的機能と保育的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ
保育所型	・ 認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ
地方裁量型	・ 認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

民間活力の導入

民間活力の導入の方法は、指定管理や民間委託などが挙げられます。そのなかでも「公私連携幼保連携型認定こども園」という運営形態は、施設を完全に民間事業者に移管しつつも、民営化後の保育内容に関しても市が関与することができる手法で、非常に有効な手段だと考えています。

このことから、民間活力を導入して公立幼稚園を認定こども園として整備する際は、公私連携幼保連携型認定こども園の整備を検討します。

また、橿原市こども園についても、これまで橿原市が取り組んできたこども園の実績を踏まえ、民間活力の導入を検討します。

公立幼稚園での3歳児保育の実施と預かり保育の拡充

人員確保や設備の不足などから、全園での実施は困難と見込まれるなか、就学前の保育・教育の充実を図るため、令和3年度から市内3園の幼稚園で3歳児保育を実施しています。

また、公立幼稚園の預かり保育についても令和3年度から預かり時間を拡充し、実施しています。

今後については、公立幼稚園の再編・認定こども園化を進める中で、3歳児保育のニーズへの対応と、更なる預かり保育の拡充ができるよう検討を進めます。

公立幼稚園の過小規模園の休園

幼児期は、生活の中で自発的・主体的に生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などを身に付けていく時期とされており、学校教育法第23条第2号では、集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家庭や身近な人への信頼感を高め、自主、自立及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うことを目標として達成するように示されています。

また、就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針では、幼稚園は1クラス34名、各学年複数クラスを設けることを必要としており、適正規模が満たされていない幼稚園については、一定規模の園児数を満たすクラス編成ができるよう適正化を図るとしています。

このことから、子どもたちの育ちに極めて大切な集団が過小規模となる幼稚園については、就学前教育の実施が困難であるため、新園児の募集を停止します。

1. 園児募集の停止基準

基準日（毎年度5月1日）において、各学年の園児数が14人以下となり、かつ、その状態が2年間続いた幼稚園については、2年目に行う園児募集（3年目に入園する園児）を停止することとします。

なお、当該基準は令和4年5月1日から適用とします。

2. 休園までの手順

基準日（毎年度5月1日）において、4歳児、5歳児（3年保育の場合は3歳児、4歳児、5歳児）の各学年の園児数が14人以下となり、その状態が2年間続いた場合は、2年目に行う園児募集（3年目に入園する園児）を停止します。この場合、3年目には4歳児（2年保育の場合）がいないため、4歳児は休級扱いとし、5歳児の卒園後に休園とします。なお、園児募集を停止する際は、園区の改正を行います。

また、事前に園児募集の停止が見込まれる場合には、地域や保護者等への説明を十分行います。

なお、3年目に在園する園児が0人となる幼稚園については、前年度の5歳児の卒園後に休園とします。

休園までのスケジュール(イメージ)

基準：（毎年度5月1日）において、各学年の園児数が14人以下となり、かつ、その状態が2年間続いた園については、2年目に行う園児募集（3年目に入園する園児）を停止することとします。

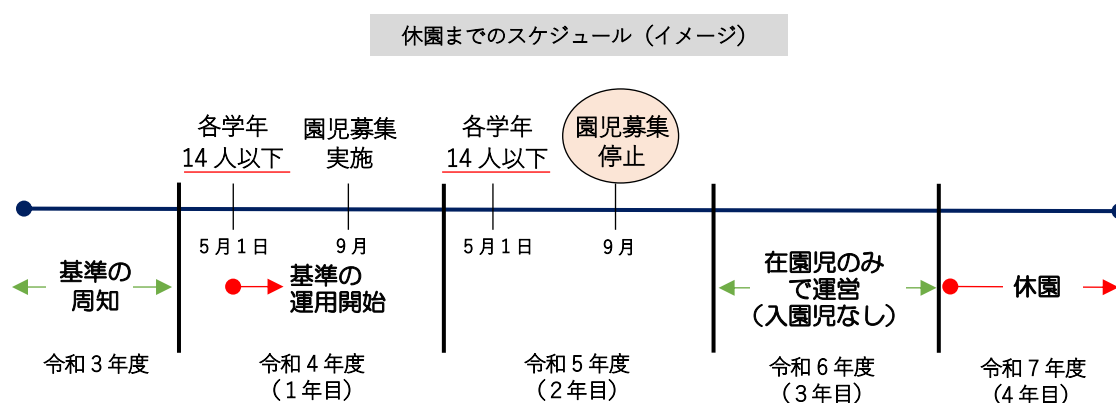


表3：令和3年度時点で園児数が各学年14人以下となっている園

中学 校区	園 名	令和3年度5月1日時点				各学年 14人以下
		園児数			全園児数	
		3歳児	4歳児	5歳児		
畝傍	畝傍南幼稚園	—	10	10	20	該当
	畝傍東幼稚園	—	16	21	37	—
八木	晩成幼稚園	20	11	15	46	—
	耳成幼稚園	—	14	21	35	—
	香久山幼稚園	—	7	4	11	該当
	耳成南幼稚園	—	20	31	51	—
大成	真菅幼稚園	—	16	24	40	—
白檀	白檀幼稚園	22	7	9	38	—
檀原	耳成西幼稚園	—	14	13	27	該当
	真菅北幼稚園	24	14	16	54	—
合計		66	129	164	359	—

は14人以下となっている学級

今後の進め方について

今後については、これらの考え方に基づいて実施計画の策定を進めていきます。その際には、保護者、地域、関係機関との意思疎通を十分に図ります。

また、現時点で園児募集停止基準の内容に該当している幼稚園の保護者や地域に対しては、今年度から基準に関する説明を十分に行い、周知して進めていきます。